

指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信
 税理士 疋田 英司
 税理士 中 富 強
 税理士 風 間 慎一

COOLBIZ

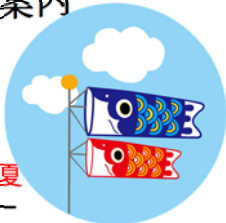


5月の税務・労務

3月決算法人の確定申告	
9月決算法人の中間申告	5月中の
6, 9, 12月決算法人の消費税 中間申告(年税額 400万円超)	決算応答日
源泉所得税、特別徴収税額	5月10日(木)
4月分納期限	
社会保険料・子ども子育て 拠出金(4月分)納付期限	5月31日(木)
固定資産税・都市計画税 第1期分納付	自治体指定日
自動車税・軽自動車税納付	自治体指定日

5月の行事・業務案内

- 1(火) メーデー
- 2(水) 八十八夜
- 3(水) 憲法記念日
- 4(金) みどりの日
- 5(土) こどもの日、立夏
- 8(火) 世界赤十字デー
- 12(土) 看護の日
- 13(日) 母の日
- 18(金) 国際親善デー
- 21(月) 小満
- 30(水) 消費者の日
- 31(木) 世界禁煙デー



今号の紙面

○マイナンバー取り扱いに変化が○法定相続情報証明制度が活用開始○電子申告手続きが充実○消費税軽減税率って○国際観光旅客税が導入○仮想通貨の損害補償金にも課税
Q&A 定年延長後、旧定年時に支払う退職金

源泉徴収・特別徴収・社会保険・雇用保険 マイナンバー管理 罰則までついて、もはや苦役?!

事業者負担はどこまで増える?!

源泉徴収や社会保険、雇用保険など税と社会保障分野の事業主負担が一層増えそうです。とりわけマイナンバーは事業主のコストや個人情報漏えいや不正利用への不安から努力規定であることから運用を見送る中小零細企業が多くありましたが、政府は5月以降、マイナンバー記載がないと受付不受理などの取扱いを表明し始めました。

もともと過激な案内が雇用保険。資格取得届などでマイナンバーの記載がないと事業主に送り返すと案内されています。送り返されると雇用保険未加入状態となり、雇用保険未加入を続けると事業主に罰則が適用される場合があります。また、事業主が雇用助成金を申請する場合も雇用保険適用事業所になっていないと利用できません。

住民税の特別徴収制度が事業規模の大小にかかわらず全事業者を特別徴収義務者に指定しています。

所得税の源泉徴収制度は従来から給与等を支払う事業者に源泉徴収事務を行うよう定めています。滞納していると顧問税理士に滞納整理を求めると「行政指導」まで出てきました。

かつて、「企業経営者が強制される源泉徴収事務の経済的負担や苦役が憲法の財産権の侵害や法の下での平等などに抵触する」と源泉徴収事務を拒否した事業主に国が裁判を起しました。戦前は企業経営者に対して徴収手数料を支払っていた時期がありました。戦後、無料奉仕を求めたために事務を拒否した事業主への裁判です。最高裁は源泉徴収制度は簡便で苦役に該当しないと判示しました。しかし、今日、源泉所得税・住民税・社会保険・労働保険など様々な事務に加えてマイナンバー管理も増えてきます。これを怠ると刑事罰が適用されるような法律体系は、もはや苦役といえるレベルになっていないかと考えます。

(提携・取次先)

(生命保険) 大同生命、NN生命、ソニー生命 他
 (損保) ユナイテッド・インシュアランス(株) 他
 (ビジネスソフト) ミロク情報サービス、弥生会計、Freee、ビズアップ総研
 (不動産) スマイシア不動産販売

クールビズ実施中です。ノーネクタイ、軽装でのご対応しております。ご理解・ご協力をお願いします

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野 2-4-1 7 第5 松葉ビル 3 階
 072 (805) 5252 FAX072 (805) 5253 info@kskj.jp
 チャットワーク ID : hikita
【株式会社京阪総合会計事務所】
 記帳代行・給与事務・経営コンサルタント・相続 他
<http://kskj.jp>

相続手続きに活用が広がる 法定相続情報証明制度

今年4月1日以後に提出する相続税の申告書から、法務省が行っている「法定相続情報証明制度」で取得可能な「法定相続情報一覧図」も、子の続柄が、実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限り、添付書類として認められることになりました。

これまで、被相続人の全ての相続人を明らかにする「戸籍の謄本」を添付しなければならないこととされていましたが、改正により、「法定相続情報一覧図の写し」やこれらの複写でも認められることとなります。

「法定相続情報一覧図の写し」とは、相続登記の促進を目的として、昨年5月から全国の法務局で運用を開始した「法定相続情報証明制度」を利用することで交付を受けることができる証明書のことです。戸籍に基づいて、法定相続人が誰であるかを登記官が証明したものです。相続手続きは、

相続税申告書の添付書類（改正後）

- ① 戸籍謄本（すべての相続人を特定できるもの）
- ② 法定相続情報一覧図の写し
- ③ ①または②の複写したもの

法定相続情報証明制度

相続人等が、亡くなった人の本籍地・最後の住所地、申出人（相続人等）の住所地などを管轄する法務局のいずれかで、必要種類と合わせて申出をすることで、無料で交付を受けられる。請求は相続人以外に税理士など資格代理人も請求ができます。

法定相続情報一覧図の写しを利用することで、戸籍関係の書類等一式を何度も出し直す必要がなくなりました。今まで、相続人は、遺産（不動産や預貯金等）に係る相続手続きに際し、被相続人

電子申告・電子納税手続きの取扱の拡充

国税関係の行政コスト削減のために、財務省は電子申告活用の推進を柱に、納税環境整備が改正されました。電子申告の利用義務化が進行しています。

○ 大法人の法人税等の電子申告が、2020年4月1日以後開始する事業年度から義務化。

○ 中小企業にも適用される電子申告手続きの円滑化のための環境整備策

◆ 提出情報等のスリム化

◆ データ形式の柔軟化

◆ 提出方法の拡充

◆ 提出先の一元化（ワンスオンリー化）

◆ 認証手続きの簡便化

○ PDF送信された添付書類の紙原本の

が生まれてから死亡するまでの戸籍関係の書類等一式を全て揃えた上で、同じ書類を管轄の異なる登記所や各金融機関など、相続手続きを取り扱う各種窓口にも何度も出し直す必要があります。法定相続情報一覧図の写しは、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担の軽減が期待されています。

保存を、一定要件を満たせば本年4月から不要にする。

○ 法人税の申告書に添付する勘定科目内訳明細書の記載内容を簡素化し、書面申告の場合も含めて来年4月から実施する予定。

○ 本年4月から法人税申告書への代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止、代表者のみの記名押印制度の対象とし、法人納税者の認証手続きを簡便化する。

○ 本年1月からはダイレクト納付を利用できる金融機関の預貯金口座の複数登録が可能となった。

○ 来年1月からは、ダイレクト納付を利用した予納制度（納期限前に予め納付を行うこと）を拡充し、定期に均等額で行うことや任意のタイミングで行うことを可能とする。

消費税軽減税率制度の実務対応

国際観光旅客税 出国1回につき10000円

消費税の軽減税率制度は10%に増税が予定されている来年10月から実施されます。対象は酒類外食を除く食料品と宅配新聞代。実務的にその適用対象の線引きをめぐる、様々な問題が出されています。

例えば、水は食料品ですが、水道水は食用以外にも利用されるので軽減税率の対象になりません。ペットボトル入りなど食用として販売されている水だけが軽減税率の対象です。軽減税率は低所得者対策として生活必需品へ

の配慮といわれています。しかし、その効果は疑問があります。

高額の食料品を購入しても軽減税率は同様です。低所得者への支援とは言えません。軽減税率で物価が抑えられる保証もありません。食材は軽減税率が適用されますが、包装材、栽培にかかる肥料や電気代、運送費、などは軽減税率の対象ではありません。価格を決定するのは販売者です。増税でコストが上がるのに値上げしない理由はありません。

軽減税率Q&A

【問】 生きている牛などの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】 「食料品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。

- 肉用牛、食用豚、食鳥等の生きた家畜は、その販売の時点において、人の飲用又は食用に供されるものではないため、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。
- 家畜の枝肉は、人の飲用又は食用に供されるものであり、その販売は軽減税率の適用対象となります。
- 生きた魚を食用として売場合は軽減税率の適用対象ですが、観賞魚の販売は軽減税率が適用されません。
- 魚釣り用の生餌などは軽減税率の適用はありません。
- 人以外の家畜やペットの食用は軽減税率の対象になりませんが、販売時点で人の食用として販売されているのであれば軽減税率の対象となります。

軽減税率



記帳実務でも適用税率の違いを確認して入力しなければならず、手間が増えることとなります。税理士会は効果がない上に手間だけが增える軽減税率に反対しています。

訪日外国人旅行者や日本人が旅行や出張で出国する際に、1人当たり出国1回につき10000円を徴収する国際観光旅客税を定めた国際観光旅客税法が成立。来年1月7日以後の出国から適用されます。ただし、経過措置として1月7日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国は課税から除外されます。

国際観光旅客税の課税対象は、航空機や船舶等による我が国からの出国者ですが、悪天候等の理由により外国に寄港せずに戻ってきた場合は課税の対象としない。また、我が国を経由して外国に行く旅客のうち入国後24時間以内に出国する乗継旅客、2歳未満の子、政府首脳の外遊など公用機又は公用船（政府専用機等）により出国する者等は非課税とされます。

航空機を利用する場合はチケット料金に上乗せして徴収することから、国内の旅行代理店等の国際運送事業者が国際観光旅客等から特別徴収し、翌々月末日までに国に納付。また、国外運送事業者の特別徴収や国際観光旅客等の納付の場合は、原則として出国する空港や港において乗船等するときまでに国に納付しなければならぬ。



仮想通貨の損害賠償金は課税されます



仮想通貨NEMの流出事件は、580億円にのぼる被害を生みました。しかし取引所を運営するコインチェックは被害者の約26万人に対して、不正流出相当額を日本円で返金する方針を明らかにしています。しかし、この仮想通貨に代えて支払われる補償金の税務上の取扱について注目されていましたが、国税庁は非課税となる損害賠償金には該当せず、雑所得として課税の対象になることが明らかにしました。

雑所得として課税対象になる理由は、損害賠償金として支払われる金銭であつても、本来所得となるべきもの又は得られたであろう利益を賠償されるときは、非課税とはならないとしています。

これは土地の強制収用や原発被害者に支払われる営業補償に課税するのと同じです。一方、過去に水俣病被害者に対する営業補償は非課税としました。この時は利益補償以外に生業損失の対価（漁業ができない海となった）となる部分もあり非課税とする考えです。個別の問題はあるでしょうが、国税庁は損失補てんであつても課税する場合がありますので注意が必要です。

平成30年度クールビズ

COOL SHARE

当事務所は昨年と同様、環境省の呼びかける5月1日から9月30日までクールビズの実施期間といたします。

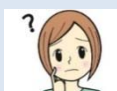
クールビズは地球温暖化対策の一環として、2005年から政府が提唱する、冷房時の室温28℃を目安に夏を快適に過ごすライフスタイルです。

環境省は、事業所の環境により適正温度の保ち方は一様でないことから、単純に設定温度を28度とするのではなく、臨機応変に対応するよう呼び掛けています。

当事務所はコンピュータなど電気機器が大量の発熱を伴うため、室内温度は上昇しがちです。このため発熱を抑えるLED化を行いました。加えて、冷房温度の適正化とその温度に適した軽装で執務しておりますのでご理解をお願いします。

Q&A コーナー

定年延長後、旧定年規程で支払った退職金の取扱？



当社は60歳定年を65歳に引き上げました。ところで、旧定年制の時期に採用された職員に旧定年60歳に退職金を支払って働き続けてもらう場合、退職金と認められますか？

一定の条件のもと退職金として取り扱われます

所得税基本通達に「引き続き勤務する者に支払われる給与のうち、定年延長した場合に、その旧定年に達した使用人に対し旧定年に達する前の勤務期間に係る退職手当等として支払われる給与は退職手当等とする」旨定められています。この通達をもとに国税庁は次の条件も公表しました。

- ① 従業員は、旧定年の60歳のときに退職一時金が支給されることを前提に生活設計をしており、定年延長に伴い退職一時金の支給が65歳となると不都合が生じることから、定年を延長する場合にも旧定年の60歳での支給を要求していること、
- ② 退職一時金を支給した後は、定年を延長した期間に対する退職金の支給はしない、いわゆる打切支給であると認められること。
- ③ これまでの定年である満60歳に達した日までを基礎として計算することとしているので、この退職一時金は「旧定年に達する前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与」とであると認められること、

あくまで、個別の事情を勘案するとしていますが、前述の通達に定められた退職手当等として取り扱う目安を示したものと考えられます。

